

3. 支店を不トし支店を情工母を之に之に依り支店  
整へ考差見ルトス。

4. 時日新設の一より通し業務に忙閑見たり其の節は工場  
主職工場保上決せらる。

④ 名爲米つちや益袋干振合社

代表者 倉田 義雄

所在地 久高米市白山町一丁目

設立年 二十五年

資本 五十万円

役員 代表者 倉田 義雄

倉田 義雄 倉田 義雄 倉田 義雄

労働者数

男 一、二四名

女 一、〇四名

労働者名簿

男 一、〇四名

労働組合

久高米庄位ノ労働運動者坂本重一ノ案年十一月十九日州会  
同労働組合久高米庄初ノ際迄ニシテ以テ米自定ノ門ノ為米名同

四頁ノ各解林  
難解書提出

労働組合「九」着被ノ掲ノ請求書等ノ同表此名ノ労働者  
其後僅カシツチ也之他工務ノ一部ノ労働者山林山定ノ労働  
者トシテ出入スル道ノ他一歩ノカ入者ナラバ労働運動者トシテ  
致下孤之無援ノ状態ニ有リ其ノ自定ノ労働者ノ増大ナシ  
レハ所ノ山林山定ノ労働者ノ付過計多ク其ノ労働者ノ  
成セシムルノ為ニ労働者同ニ労働者ノ一部ノ労働者ノ現  
督ノ労働者ノ不子ノ鳴ス者ニシテ其ノ労働者ノ増大ナシ  
来リトス花ニ四月廿日ノ夜杯山ノ道ニ自定ノ労働者  
全抑ノ集會ノ本ノ現場監督排斥ノ主眼ニ付過計多ク  
（要）ノ労働者ノ同一ノ労働者ノ労働者ノ労働者ノ  
握者ニシテ其ノ労働者ノ労働者ノ労働者ノ労働者ノ  
一、労働者ノ労働者ノ労働者ノ労働者ノ労働者ノ労働者ノ  
労働者ノ労働者ノ労働者ノ労働者ノ労働者ノ労働者ノ労働者ノ